


所管部課	都市建設部土木課	部長	直井 亨																							
件名	市道路線の一部廃止について（市道第236号線）																									
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項																				
関係事項	条例規則	道路法第10条第1項及び第3項																								
	部課機関	社会教育課																								
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 社会教育課で進めている「都立公園内用地借上げ料免除」について、借上げ用地の1/3の面積を東京都へ譲与することで、借上げ料が一括免除になることから、東京都への譲渡対象用地として、東大和緑地内の交通の用に供されていない市道第236号の一部を廃止したい。道路法第10条第1項の規定に基づき、路線を一部廃止するため、同条第3項の規定により準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を得るものである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th></th> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>幅員 m</th> <th>延長 m</th> <th>一部廃止区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">市道 第236号線</td> <td style="text-align: center;">旧</td> <td>東大和市湖畔 3丁目1206番先</td> <td>東大和市湖畔 3丁目1203番先</td> <td style="text-align: center;">2.73</td> <td style="text-align: center;">167.00</td> <td style="text-align: center;">延長 88.71m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新</td> <td>東大和市湖畔 3丁目1206番先</td> <td>東大和市湖畔 3丁目1204番5先</td> <td style="text-align: center;">2.73</td> <td style="text-align: center;">78.29</td> <td style="text-align: center;">面積 242.57 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>当該路線については、「東大和市道路線の認定、変更、廃止及び道路の区域変更等に関する取扱要綱」第4条第1項第3号（路線の廃止条件）に適合する。</p> <p>(2) 影響と効果                  廃止することで維持管理する必要がなくなり、東京都に他の廃止路線と合わせて譲渡することにより、市民プール用地借上げ料：6,402,396円（年間使用料）が一括免除となる。</p>							路線名		起点	終点	幅員 m	延長 m	一部廃止区間	市道 第236号線	旧	東大和市湖畔 3丁目1206番先	東大和市湖畔 3丁目1203番先	2.73	167.00	延長 88.71m	新	東大和市湖畔 3丁目1206番先	東大和市湖畔 3丁目1204番5先	2.73	78.29	面積 242.57 m <sup>2</sup>
路線名		起点	終点	幅員 m	延長 m	一部廃止区間																				
市道 第236号線	旧	東大和市湖畔 3丁目1206番先	東大和市湖畔 3丁目1203番先	2.73	167.00	延長 88.71m																				
	新	東大和市湖畔 3丁目1206番先	東大和市湖畔 3丁目1204番5先	2.73	78.29	面積 242.57 m <sup>2</sup>																				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成28年12月 第4回市議会定例会において2路線の廃道議決を得る。                  平成29年度から 旧日立航空機機変電所用地借上料及び慶性門用地借上料の免除。</p>																										
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>東大和緑地内の市道は7路線あるが、一部路線に2件の民地が接道していることから、廃道可能な5路線を行う。</p>																										
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>平成30年第3回市議会定例会に、議案を提出したい。</p>																										
<p>5. 審議結果</p>																										

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。